

東邦音楽大学・東邦音楽短期大学

障がいのある学生に対する受け入れ基本方針

令和3年4月1日

本学では、「障害者差別解消法」に則り、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に学ぶことのできる環境作りを、下記のとおり進めてまいります。

記

1. 障がいのある学生が、障がいを理由に修学を断念したり、選抜試験、学修において不利益を受けたりすることが無いよう修学の機会を提供し支援します。
2. 支援は、障がいのある学生本人の要望に基づき、本人と大学が可能な限り十分な合意形成、共通理解を図り提供します。
3. 障がいのある学生支援については、学内の関係者が協力して取り組みます。
4. 障がいのある学生や入学希望者に対して、本学の障がい学生支援に関する方針、支援について丁寧に説明します。

○組織体制

スマイルデスク〔障がい学生生徒支援センター〕を設置し、障がいのある学生一人ひとりのニーズを把握した上で、入試広報企画センター、カウンセラー室、学生相談室、および教務部長、学生部長などその他関係部署と連携・協力して支援内容を検討し対応することとします。

受験生へは、各種入学者選抜学生募集要項に、身体に障がいをお持ちの方で、受験および就学に配慮が必要な場合は、事務本部入学者選抜担当に問い合わせいただくよう記載するほか、ホームページにも掲載し広く周知します。